

# Kawasaki-NEDO Innovation Center

## イベントスペース利用規約

本規約はKawasaki-NEDO Innovation Center（略称「K-NIC」）（以下「当施設」という。）内「イベントスペース（以下「当スペース」という。）」の利用について定めるものとする。

### 第1条（利用条件）

当スペースは、成長分野における独自技術をもとに研究開発により事業化を目指す起業家や、新たな事業分野に進出するベンチャー企業等を対象として、情報・資金・人材の獲得や事業会社との業務提携等の実現に必要な支援を行い、起業家やベンチャー企業等の事業化と成長スピードを早めることにより、起業家創出のエコシステムの構築に資する内容のイベント・セミナー（以下「イベント等」という。）での利用を対象とする。

### 第2条（利用申請及び審査）

- 1 当スペースの利用申請を行う者（以下「申請者」という。）は、別途定める「Kawasaki-NEDO Innovation Center パートナー規約」に基づき、パートナー登録を行った上で、所定の利用申請書（以下「申請書」という。）にて申し込みを行うものとする。
- 2 当施設を運営する川崎市、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）及び公益財団法人川崎市産業振興財団の3者（以下「事業実施主体」という。）から当施設の運営委託を受けた者（以下「事務局」という。）は、申請者から提出された申請書を審査し、適正と認められた場合は申請者に利用許可の通知を行うものとする。
- 3 事務局は、申請書の内容について、当施設及び当スペースの運営主旨にそぐわないと判断した場合は、申請者の利用を断ることができる。また、申請内容把握のため、追加資料の提供を申請者に依頼することができる。
- 4 申請者は、申請書の内容に変更があった場合は、随時事務局に報告するものとする。申請書の大幅な変更については、事務局から再申請を求められる場合がある。
- 5 事務局から使用を許可された者（以下「利用者」という。）は、必要に応じて、事務局と打合せを行い、本規約に定める事項を遵守して利用を行うものとする。

### 第3条（利用の制限）

利用者は、当スペースの主旨に合わない次の各号に該当する利用をすることができない。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 営利を目的とした有料セミナーや有料カルチャー教室等の開催

- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等が参加するイベント等
- (6) 当施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (7) その他、事業実施主体及び事務局が利用条件に合わない判断した活動目的での利用

#### 第4条 (利用可能日、利用時間)

- (1) 利用可能日：Kawasaki-NEDO Innovation Center 会員施設利用規約で定める休館日及び臨時閉館日を除く全日とする。ただし、事業実施主体又は事務局が認める場合は土日祝日に利用することが出来る。
- (2) 利用可能時間：月曜日から金曜日の10時00分～18時00分  
(18時以降の場合は事務局との相談による)  
土日祝日 事務局との相談による。

#### 第5条 (利用料金及び有償催事の際の制約)

- (1) 利用者は、当スペース及び当施設の設備・備品を無料で利用することができる。ただし、コピー機、プリンターの利用に関しては、実費を負担するものとする。
- (2) 当スペースで実施するイベント等は、原則として無料で参加者を限定しないオープンなものを優先する。
- (3) 利用者は、参加者から料金を徴収する場合は、申請時において収支計画を提出する。

#### 第6条 (会場の利用)

- (1) 会場内の設営及びレイアウトの変更が必要な場合は、利用者が準備を行うとともに、利用終了後の原状復帰を行う。
- (2) 当日の運営及び受付業務は利用者が行う。
- (3) 備品の貸し出し・返却は、事務局立ち会いのもと行う。
- (4) 無線LANを利用する場合は、パスワードを事務局に確認する。
- (5) 配布資料は、利用者で準備する。当施設に設置しているコピー機を利用して大量コピーを行うことは原則禁止する。
- (6) 事務局は、利用者がイベント等を実施する際に、当施設のメンバー登録シートをイベント等の参加者に配布できるとともに、当施設の説明時間を5分程度確保することができる。
- (7) 利用者が起業家やベンチャー企業等を対象とした、複数回にわたるイベント等を開催する場合は、当施設の会員若しくは会員登録の申込みをした者のみを当該イベント等に参加させることができる。
- (8) 利用者は、当施設で商品などの販売を行うことはできない。
- (9) 利用者は、台車を使った搬入、大掛りな装置の搬入等を行う場合は、あらかじめ事務

局に相談する。事前申請がない場合は、対応ができない場合がある。

#### 第7条（イベント告知）

1 集客は、原則として利用者が行うこととする。

なお、事務局は、当施設のホームページ、当施設内の告知スペース、当施設の会員向けメールサービスなどを使って、イベント等の告知に協力するものとする。

2 利用者は、当施設で実施するイベント等の告知ページやチラシなどの広告物に、「協力：Kawasaki-NEDO Innovation Center」と記載する。

3 利用者は、当施設で実施するイベント等の内容に関する問い合わせについて、責任を持って対応することとし、事務局での対応は、原則として行わないものとする。

4 利用者は、告知ページやチラシなどの広報物の連絡・問い合わせ先に利用者の電話番号やメールアドレスを記載することとし、原則として、当施設の電話番号やメールアドレスは記載しないものとする。

#### 第8条（会場内での飲食）

(1) 利用者は、飲食を伴うイベント等を開催する場合は、申請書にその旨を記載することとする。

(2) 利用者は、飲酒を伴うイベント等を開催する場合は、原則として18時以降に実施する。なお、参加者に未成年者が含まれる場合、飲酒を含むイベントは開催できない。利用者は、参加者に未成年が含まれないよう、集客時や受付時に厳密に管理運営を行うものとする。また、アルコール類の提供に関しては、利用者が準備したものに限り認められ、参加者の持ち込みは原則禁止とする。

当日、事務局が参加者の年齢確認をする場合があり、万一、未成年者が含まれていた場合は、利用を中止する場合がある。

(3) 利用者は、飲食物、食器などの手配、撤去、原状復帰などを行う。

(4) 事務局は、利用者が飲酒を伴うイベント等を開催した際、参加者が泥酔するなどし、他の参加者へ迷惑がかかるなどのトラブルが発生した場合は、即座にイベント等を中止し、当該イベント等を主催した利用者の今後一切の使用をお断りする場合がある。

(5) 利用者は、参加者が飲食物を床などに溢された際は、必ず事務局に申告の上、利用者の責任において原状復帰、もしくは損害の賠償をする。

(6) 利用者は、ゴミが発生した場合は事務局の指示に従いゴミの分別をする。大量にゴミが発生した場合は、事務局はかかる処理料金を利用者に徴収する場合がある。

#### 第9条（情報発信への協力）

事務局は、イベントレポートを当施設のWebサイトなどに掲載する場合がある。事務局は、掲載にあたって、利用者と個別に調整する。

#### 第10条（免責）

- （1）事業実施主体及び事務局は、利用者がイベント等の参加者の所有物等を棄損・汚損してもその損害を賠償する責を負わない。
- （2）事業実施主体及び事務局は、利用中に生じた利用者の所有物等の盗難・棄損については、その原因に関わらず、その損害を賠償する責を負わない。
- （3）事業実施主体及び事務局は、故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負わない。
- （4）事業実施主体及び事務局は、不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負わない。
- （5）事業実施主体及び事務局は、当施設の電源及び無線LAN等を利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負わない。

#### 第11条（規約の変更）

事務局は、事業実施主体に確認の上、本規約を変更できるものとし、変更を行った場合は、会員に通知または公表する。

#### 制改定履歴

制定 平成31年3月19日【初版】

改訂 令和元年7月18日【二版】

改訂 令和元年8月19日【三版】

改訂 令和2年3月19日【四版】

改訂 令和5年5月10日【五版】